

資料

○ 新型コロナウイルス感染症対策特別措置法

(平成二十四年五月十一日)
(法律第三十一号)
第百八十八回通常国会
野田内閣

新型コロナウイルス感染症対策特別措置法をここに公布する。

新型コロナウイルス感染症対策特別措置法

- 目次
- 第一章 総則(第一条-第五条)
- 第二章 新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する計画等(第六-第十三条)
- 第三章 新型コロナウイルス感染症の発生時における措置(第十四-第三十一条)
- 第四章 新型コロナウイルス感染症等緊急事態措置(第三十二-第四十四条)
- 第一節 第三十二-第三十四条(第四十五条・第四十六条)
- 第二節 第三十五条-第三十七条(第四十七-第四十九条)
- 第三節 第三十八条-第四十条(第五十-第五十二条)
- 第四章 国民生活及び国民経済の安定に関する措置(第五十-第六十一条)
- 第五章 財政上の措置等(第六十二-第七十条)
- 第六章 雑則(第七十一-第七十五条)
- 第七章 罰則(第七十六-第七十八条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、国民の大部分が現在その免疫を獲得していないこと等から、新型コロナウイルス感染症が全国的かつ急速にまん延し、かつ、これにかかった場合の病状の程度が重篤となるおそれがある、また、国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれがあることと鑑み、新型コロナウイルス感染症対策の実施に関する計画、新型コロナウイルス感染症の発生時における措置、新型コロナウイルス感染症等緊急事態措置その他の新型コロナウイルス感染症に関する特別の措置を定めることにより、感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律(平成十年法律第百十四号。以下「感染症法」という。)その他新型コロナウイルス感染症の発生を予防及びまん延の防止に関する法律と相まって、新型コロナウイルス等に対する対策の強化を図り、もって新型コロナウイルス等の発生時に国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようすることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 新型コロナウイルス感染症 感染症法第六十六条第七項に規定する新型コロナウイルス感染症及び同条第九項に規定する新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)をいう。
- 二 新型コロナウイルス感染症対策 第十五条第一項の規定により同項に規定する政府対策本部が設置された時から第二十一条第一項の規定により当該政府対策本部が廃止されるまでの間にあって、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう行うため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関がこの法律及び感染症法その他の法律の規定により実施する措置をいう。
- 三 新型コロナウイルス感染症等緊急事態措置 第三十二条第一項の規定により同項に規定する新型コロナウイルス感染症等緊急事態措置がされた時から同条第五項の規定により同項に規定する新型コロナウイルス感染症等緊急事態解除宣言がされたまでの間にあって、国民の生命及び健康を保護し、並びに国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう行うため、国、地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関がこの法律の規定により実施する措置をいう。
- 四 指定行政機関 次に掲げる機関で政令で定めるものをいう。
 - イ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第四十九-第五十一条及び第二条に規定する機関並びに国家行政組織法(昭和二十三年法律第百二十号)第三条第三項に規定する機関
 - ロ 内閣府設置法第三十七-第四十一条及び第五十四-第五十六条並びに宮内庁法(昭和二十二年法律第七十号)第十六条並びに国家行政組織法第八十一条に規定する機関
 - ハ 内閣府設置法第三十九-第四十一条及び第五十五-第五十六条並びに宮内庁法第十六-第二十二項並びに国家行政組織法第八十二条に規定する機関
 - ニ 内閣府設置法第四十二-第四十六条並びに宮内庁法第八-第十二条に規定する機関
- 五 指定地方行政機関 指定行政機関の地方支分部局(内閣府設置法第四十三-第四十五条及び第五十一条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。))並びに宮内庁法第四十三-第四十五条(宮内庁法第十八条第一項において準用する場合を含む。))並びに宮内庁法第四十三-第四十五条

一 並びに国家行政組織法第九条の地方支分部局をいう。)その他の国の地方行政機関で政令で定めるものをいう。

六 指定公共機関 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三十三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)、日本銀行、日本放送協会(日本放送協会法(昭和三十一年法律第百四十五号)第二条第一項)その他の公共的機関及び医療、医薬品(薬事法(昭和三十一年法律第百四十五号)第二条第一項)に規定する医薬品をいう。以下同じ。)又は医療機器(同条第四項に規定する医療機器をいう。以下同じ。)の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、政令で定めるものをいう。

七 指定地方公共機関 都道府県の区域において医療、医薬品又は医療機器の製造又は販売、電気又はガスの供給、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人、地方道路公社(地方道路路公社法(昭和四十五年法律第八十二号)第一条)第一号の地方道路路公社をいう。)、地方公共団体の施設を管理する法人及び地方独立行政法人(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)のうち、前号の政令で定めるものをいう。

(国、地方公共団体等の責務)

第三条 国は、新型コロナウイルス等から国民の生命及び健康を保護し、並びに新型コロナウイルス等が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう行うため、新型コロナウイルス等が国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるよう行うため、新型コロナウイルス等に指定公共機関が実施する新型コロナウイルス等対策を迅速に支援することにより、国全体として万全の態勢を整備する責務を有する。

2 国は、新型コロナウイルス等及びこれに係るワクチンその他の医薬品の調査及び研究を推進するよう努めるものとする。

3 国は、世界保健機関その他の国際機関及びアジア諸国その他の諸外国との国際的な連携を確保するとともに、新型コロナウイルス等に関する調査及び研究に係る国際協力を推進するよう努めるものとする。

4 地方公共団体は、新型コロナウイルス等が発生したときは、第十八条第一項に規定する基本的対処方針に基づき、自らその区域に係る新型コロナウイルス等対策を的確かつ迅速に実施し、及び当該地方公共団体の区域において関係機関が実施する新型コロナウイルス等対策を総合的に推進する責務を有する。

5 指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型コロナウイルス等が発生したときは、この法律で定めるところにより、その業務について、新型コロナウイルス等対策を実施する責務を有する。

6 地方公共団体並びに指定公共機関及び指定地方公共機関は、新型コロナウイルス等対策を実施するに当たっては、相互に連携協力し、その的確かつ迅速な実施に万全を期さなければならない。

(事業者及び国民の責務)

第四条 事業者及び国民は、新型コロナウイルス等の予防に努めるとともに、新型コロナウイルス等対策に協力するよう努めなければならない。

2 事業者は、新型コロナウイルス等のまん延に由来する影響を考慮し、その事業の実施に際し、適切な措置を講ずるよう努めなければならない。

3 第二十八条第一項第一号に規定する登録事業者は、新型コロナウイルス等が発生したときにおける登録業者の提供並びに国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務を継続的に実施するよう努めなければならない。

(基本的人権の尊重)

第五条 国民の自由と権利が尊重されるべきことに鑑み、新型コロナウイルス等対策を実施する場合において、国民の自由と権利が制限される必要最小限のものでなければならぬ。

型インフルエンザ等 新型コロナウイルス等対策の実施に関する計画等

(政府行動計画の作成及び公表等)

第六条 政府は、新型コロナウイルス等の発生に備えて、新型コロナウイルス等対策の実施に関する計画(以下「政府行動計画」という。)を定めるものとする。

2 政府行動計画においては、次に掲げる事項に関する事項を定めるものとする。

一 国が実施する次に掲げる措置に関する事項

二 新型コロナウイルス等及び感染症患者の発生状況、動向及び原因の情報収集

ロ 新型コロナウイルス等に関する情報の提供

ハ 新型コロナウイルス等が国内において初めて発生した場合における第十八条第八項に

- 務計画で定めるところにより、それぞれ又は他の指定行政機関の長等と共同して、新型コロナウイルス感染症等対策基本法第四十八條第一項の防災訓練との有機的な連携が図られるよう配慮するものとする。
- 2 都道府県公安委員会は、前項の訓練の効果を図るため特に必要がある区域又は道路の区間を指定して、歩行者又は車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。
- 3 指定行政機関の長等は、第一項の訓練を行うときは、住民その他関係のある公私の団体に協力を要請することができる。
- (知識の普及等)
- 第十三条 国及び地方公共団体は、新型コロナウイルス等の予防及びまん延の防止に関する知識を普及するとともに、新型コロナウイルス等対策の重要性について国民の理解と関心を深めるため、国民に対する啓発に努めなければならない。
- 第三章 新型コロナウイルス等の発生等に関する措置
- (新型コロナウイルス等の発生等に関する報告)
- 第十四条 厚生労働大臣は、感染症法第四十四條の第二項又は第四十四條の六第一項の規定により新型コロナウイルス等が発生したと認めた旨を公表するときは、内閣総理大臣に対し、当該新型コロナウイルス等の発生状況、当該新型コロナウイルス等が広がった場合の病状の程度その他の必要な情報の報告をしなければならない。
- (政府対策本部の設置)
- 第十五条 内閣総理大臣は、前条の報告があったときは、当該報告に係る新型コロナウイルス等にかかった場合の病状の程度が、感染症法第六條第六項第一号に掲げるインフルエンザにかかった場合の病状の程度に比し、おおむね同程度以下であると認められる場合を除き、内閣(昭和二十二年法律第五号)第十二條第四項の規定にかかわらず、臨時に内閣に新型コロナウイルス対策本部(以下「政府対策本部」という。)を設置するものとする。
- 2 内閣総理大臣は、政府対策本部を置いたときは、当該政府対策本部の名称並びに設置の場所及び期間を国会に報告するとともに、これを公示しなければならない。
- (政府対策本部の組織)
- 第十六条 政府対策本部の長は、新型コロナウイルス等対策大臣(以下「政府対策部長」という。)とし、内閣総理大臣(内閣総理大臣に事故があるときは、そのあらかじめ指名する国務大臣)をもって充てる。
- 2 政府対策部長は、政府対策本部の事務を総括し、所の職員を指揮監督する。
- 3 政府対策本部に、新型コロナウイルス等対策副部長(以下この条及び第二十条第三項において「政府対策副部長」という。)、新型コロナウイルス等対策本部員(以下この条において「政府対策本部員」という。))その他の職員を置く。
- 4 政府対策副部長は、国務大臣をもって充てる。
- 5 政府対策本部員は、政府対策副部長を助け、政府対策部長に事故があるときは、その職務を代理する。政府対策副部長が二人以上置かれた場合には、あらかじめ政府対策副部長が定めた順序で、その職務を代理する。
- 6 政府対策本部員は、政府対策部長及び政府対策副部長以外の国務大臣をもって充てる。この場合において、国務大臣が不在のときは、そのあらかじめ指名する副大臣(内閣官房副大臣を含む。))がその職務を代行することができる。
- 7 政府対策副部長及び政府対策本部員以外の政府対策本部の職員は、内閣官房の職員、指定行政機関の長(国務大臣を除く。))その他の職員又は関係する指定行政機関の長その他の職員のうちから、内閣総理大臣が任命する。
- 8 内閣総理大臣は、政府対策本部に発生した場合には、政府対策本部に、政府対策部長等現地対策本部(以下この条において「政府現地対策本部」という。))を置くことができる。この場合においては、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第五百六十六條第四項の規定は、適用しない。
- 9 政府対策部長は、前項の規定により政府現地対策本部を置いたときは、当該政府現地対策本部の名称並びに設置の場所及び期間を、当該政府現地対策本部を廃止したときはその旨を、国会に報告するとともに、これを公示しなければならない。
- 10 政府現地対策本部に、新型コロナウイルス等現地対策部長(次項及び第十二項において「政府現地対策部長」という。))及び新型コロナウイルス等現地対策本部員(同項において「政府現地対策本部員」という。))その他の職員を置く。
- 11 政府現地対策部長は、政府対策部長の命を受け、政府現地対策本部の事務を掌理する。
- 12 政府現地対策本部員及び政府現地対策本部員その他の職員は、政府対策副部長、政府対策本部員その他の職員のうちから、政府対策部長が指名する者をもって充てる。

- (政府対策本部の所掌事務)
- 第十七条 政府対策本部は、次に掲げる事務をつかさどる。
- 一 指定行政機関、地方公共団体及び指定公共機関が次条第一項に規定する基本的対処方針に基づき実施する新型コロナウイルス等対策の総合的な推進に関すること。
- 二 第一号に掲げる新型コロナウイルス等対策の規定により政府対策本部の権限に属する事務
- 三 前二号に掲げるもののほか、法令の規定によりその権限に属する事務
- (基本的対処方針)
- 第十八条 政府対策本部は、政府行動計画に基づき、新型コロナウイルス等への基本的な対処の方針(以下「基本的対処方針」という。))を定めるものとする。
- 2 基本的対処方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 一 新型コロナウイルス等の発生状況に関する事実
- 二 当該新型コロナウイルス等への対応に関する全般的な方針
- 三 新型コロナウイルス等の実施に関する重要事項
- 3 政府対策部長は、基本的対処方針を定めるときは、直ちに、これを公示してその周知を図らなければならない。
- 4 政府対策部長は、基本的対処方針を定めようとするときは、あらかじめ、感染症に関する専門的な知識を有する者その他の学識経験者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急を要する場合は、あらかじめ、その意見を聴く必要はない。
- 5 前二項の規定は、基本的対処方針の変更について準用する。
- (指定行政機関の長の権限の委任)
- 第十九条 指定行政機関の長は、政府対策本部が設置されたときは、新型コロナウイルス等対策の実施のために必要な権限の一部を当該政府対策本部の職員に委任することができる。指定行政機関の長は、当該指定行政機関の長若しくはその職員に委任することができる。指定行政機関の長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。
- (政府対策部長の権限)
- 第二十条 政府対策部長は、新型コロナウイルス等対策を確かつ迅速に実施するため必要があるときは、基本的対処方針に基づき、指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長並びに前条の規定により権限を委任された当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、都道府県の知事その他の執行機関、都道府県及び指定公共機関が実施する新型コロナウイルス等対策に関する総合調整を行うことができる。
- 2 前項の場合において、当該都道府県知事等及び指定公共機関は、当該都道府県又は指定公共機関が実施する新型コロナウイルス等対策に関することができる。
- 3 政府対策部長は、第一項の規定による権限の全部又は一部を政府対策副部長に委任することができる。
- 4 政府対策部長は、前項の規定による委任をしたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。
- (政府対策部長の廃止)
- 第二十一条 政府対策本部は、第十五條第一項に規定する新型コロナウイルス等にかかった場合の病状の程度が、感染症法第六條第六項第一号に掲げるインフルエンザにかかった場合の病状の程度に比し、おおむね同程度以下であることが明らかとなつたとき、又は感染症法第四十四條の二第三項の規定による公表がされ、若しくは感染症法第五十三條第一項の政令が廃止されたときに、廃止されるものとする。
- 2 内閣総理大臣は、政府対策本部が廃止されたときは、その旨を国会に報告するとともに、これを公示しなければならない。
- (都道府県対策本部の設置及び所掌事務)
- 第二十二条 都道府県対策本部の設置は、第十五條第一項の規定により政府対策本部を設置されたときは、都道府県知事(都道府県行動計画で定めるところにより、直ちに、都道府県対策本部を設置しなければならない。)
- 2 都道府県対策本部は、当該都道府県及び当該都道府県の区域内の市町村並びに指定公共機関及び指定地方公共機関が実施する当該都道府県の区域に係る新型コロナウイルス等対策の総合的な推進に関する事務をつかさどる。
- (都道府県対策本部の組織)
- 第二十三条 都道府県対策本部の長は、都道府県対策部長とし、都道府県知事をもって充てる。
- 2 都道府県対策本部に本部員を置き、次に掲げる者(道府県知事が設置するものにあつては、第四号に掲げる者を除く。))をもって充てる。
- 一 副知事
- 二 都道府県教育委員会の教育長

- 示をし、及びこれを国会に報告するものとする。
- 4 前項の規定により延長する期間は、一年を超えてはならない。
- 5 緊急事態宣言は、新型インフルエンザ等緊急事態宣言をした後、新型インフルエンザ等緊急事態解除宣言（新型インフルエンザ等緊急事態が終了した旨の公示をいう。）をし、及び国会に報告するものとする。
- 6 政府対策本部長は、第一項又は第三項の公示をしたときは、基本的対処方針を改更し、第百八十二条第三号に掲げる事項として当該公示の後に必要な事項を定めなければならない。
- 緊急事態措置の実施に関する重要な事項を定めることについては、第二十条第一項の緊急事態措置の実施の指示（政府対策本部及び都道府県対策本部長の指示）
 - 第百三十三条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、第二十条第一項の緊急事態措置の実施の指示が実施されない場合であつて、新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があるときは、その必要を限度に委任し、当該指定行政機関の職員及び当該指定地方行政機関の職員、都道府県知事並びに指定公共機関に対し、必要な指示をすることができる。この場合においては、第二十条第三項及び第四項の規定を準用する。
 - 2 都道府県対策本部長は、新型インフルエンザ等緊急事態において、第二十四条第一項の緊急事態措置が実施されない場合であつて、当該都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等対策を的確かつ迅速に実施するため特に必要があるときは、その必要を限度において、関係市町村長等並びに指定公共機関に対し、必要な指示をすることができる。
 - （市町村対策本部の設置及び所掌事務）
 - 第三十四条 新型インフルエンザ等緊急事態宣言がされたときは、市町村長は、市町村行動計画で定めるところにより、直ちに、市町村対策本部を設置しなければならない。
 - 2 市町村対策本部は、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等対策の総合的な推進に關する事務をつかさどる。
 - （市町村対策本部の組織）
 - 第三十五条 市町村対策本部の長は、市町村対策本部を置き、市町村長をもって充てる。
 - 2 市町村対策本部に本部員を置き、次に掲げる者をもって充てる。
 - 一 副市町村長
 - 二 市町村教育委員会の教育長
 - 三 当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員（消防本部を置かない市町村にあっては、消防団長）
 - 四 前三号に掲げる者のほか、市町村長が当該市町村の職員のうちから任命する者
 - 3 市町村対策本部に副部長を置き、前項の本部員のうちから、市町村長が指名する。
 - 4 市町村対策本部は、必要があるときは、国の職員その他当該市町村の職員以外の者を市町村対策本部の会議に出席させることができる。
- （市町村対策本部長の権限）
 - 第三十六条 市町村対策本部長は、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があるときは、当該市町村が実施する当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する
 - 2 市町村対策本部長は、特に必要があるときは、都道府県対策本部長に対し、都道府県並びに指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に關する総合調整を行うよう要請することができる。この場合においては、都道府県対策本部長は、必要があるときは、所要の総合調整を行わなければならない。
 - 3 市町村対策本部長は、特に必要があるときは、都道府県対策本部長に対し、指定行政機関及び指定公共機関が実施する新型インフルエンザ等緊急事態措置に関する第二十四条第四項の規定による要請を行うよう求めることができる。
 - 4 市町村対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があるときは、都道府県対策本部長に対し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置に關し必要な情報の提供を求めることができる。
 - 5 市町村対策本部長は、第一項の総合調整を行うため必要があるときは、当該総合調整の關係に關し、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施の状況について報告又は資料の提出を求めることができる。
 - 6 市町村対策本部長は、当該市町村の教育委員会の委員を求め、市町村対策本部に委員を求め、市町村対策本部長は、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するよう求めることができる。
 - 7 市町村対策本部長は、当該市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を的確かつ迅速に実施するため必要があるときは、都道府県対策本部長に対し、当該都

- 定する区域内に存するものに限る。以下この項において「特定病院等」という。）の管理者が正当な理由がないのに検査法第十六条第二項（同法第三十四条の四第一項の規定による委託を含む。以下この項において同じ。）若しくは第三十四条の四第一項の規定による委託を受けず、若しくは同法第十六条第二項の同意をしないとき、又は当該特定病院等の管理者の所在が不明であるため同法第三十四条の四第一項の規定による委託を求めるときは、同項又は同法第三十四条の四第一項の規定による委託をせざる。又は同法第十六条第二項の同意を得ないで、当該特定病院等を使用することができる。
- 6 第二項及び第三項の規定は、特定検査港等の変更について準用する。
 - （運航の制限の要請等）
 - 第三十条 厚生労働大臣は、前条の規定による措置を講じても停留を行うことが著しく困難であることと認められ、新型インフルエンザ等の病原体が船舶又は航空機を介して国内に侵入するおそれがあるとき、又は同法第十六条第二項の同意を得ないおそれがあるときは、政府対策本部長は、前項の規定による報告を踏まえ、新型インフルエンザ等の国内における発生を防止し、国民の生命及び健康に対する著しく重大な被害の発生並びに国民生活及び国民経済の混乱を回避するため緊急の必要があるときは、国際的な連携を確保しつつ、特定船舶等の運航を行う事業者に対し、当該特定船舶等の来航を制限するよう要請することができる。
 - 3 政府対策本部長は、前項の規定による要請をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。
 - （医療等の実施の要請等）
 - 第三十一条 都道府県知事は、新型インフルエンザ等の患者又は新型インフルエンザ等にかかっていると疑ふに足りる正当な理由のある者（以下「患者等」という。）に対する医療の提供を行うため必要があると認めるときは、医師、看護師その他の政令で定める医療関係者（以下「医療関係者」という。）に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該患者等に対する医療を行うよう要請することができる。
 - 2 厚生労働大臣及び都道府県知事は、特定接種を行うため必要があるときは、医療関係者に対し、その場所及び期間その他の必要な事項を示して、当該特定接種の実施に關し必要な協力（要請）をすることができる。
 - 3 医療関係者が正当な理由がないのに前二項の規定による要請に応じないときは、厚生労働大臣及び都道府県知事は、患者等に対する医療又は特定接種（以下この条及び第六十二条第二項において「患者等に対する医療等」という。）を行うため特に必要があるとき（以下「当該医療関係者に対する医療等」という。）を行うべきことを指示することができる。この場合においては、前二項の事項を前面で示さなければならない。
 - 4 厚生労働大臣及び都道府県知事は、前二項の事項を前面で示さなければならない。医療関係者が正当な理由がないのに前二項の規定による要請を行つたときは、当該医療関係者の生命及び健康の確保に關し十分に配慮し、危険が及びばないよう必要な措置を講じなければならない。
 - 5 市町村長は、特定接種を行うため必要があると認めるときは、都道府県知事に対し、第二項又は第三項の規定による要請又は指示を行うよう求めることができる。
 - 第四章 新型インフルエンザ等緊急事態措置
 - 第一節 通則
 - （新型インフルエンザ等緊急事態宣言等）
 - 第三十二条 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等（国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えおそれがあるものとして政令で定める要件に該当するものに限る。以下この章において同じ。）が国内で発生し、その全国的かつ急速なまん延により国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼし、又はそのおそれがあるものとして政令で定める要件に該当する事態（以下「新型インフルエンザ等緊急事態」という。）が発生したと認めるときは、新型インフルエンザ等緊急事態が発生し及び次に掲げる事項の公示（第五項及び第三十四条第一項において「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」という。）をし、並びにその旨及び当該事項を国会に報告するものとする。
 - 一 新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施すべき期間
 - 二 区域
 - 三 前項第一号に掲げる期間は、二年を超えてはならない。
 - 2 政府対策本部長は、新型インフルエンザ等のまん延の状況並びに国民生活及び国民経済の状況を勘案して第一項第一号に掲げる期間を延長し、又は同項第二号に掲げる区域を変更する必要があると認めるときは、当該期間を延長する旨又は当該区域を変更する旨の公

府県の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に関し必要な要請をすることができる。

(準用)

第三十七條 第二十五條及び第二十六條の規定は、市町村対策本部について準用する。この場合において、第二十五條中「第二十一條第一項の規定により政府対策本部が廃止された」とあるのは、「第二十二條第五項の公示がされた」と、「都道府県知事」とあるのは、「市町村長」と、「第二十六條中「第二十二條から前条まで及び第三十三條第二項」とあるのは、「第三十四條から第三十六條まで及び第三十七條において読み替えて準用する第二十五條」と、「都道府県の」とあるのは、「市町村の」と読み替えるものとする。

(特定都道府県知事による代行)

第三十八條 その区域の全部又は一部が第三十二條第一項第二号に掲げる区域内にある市町村(以下「特定市町村」という。)の長(以下「特定市町村長」という。)は、新型インフルエンザ等のまん延により特定市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなつたと認めるときは、当該特定市町村の属する都道府県(以下「特定都道府県」という。)の知事(以下「特定都道府県知事」という。)に対し、当該特定市町村長が実施すべき当該特定市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の全部又は一部の実施を要請することができる。

2 特定都道府県知事は、当該特定都道府県の区域内の特定市町村長から前項の規定による要請を受けたときは、当該特定市町村長が実施すべき当該特定市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置の全部又は一部を当該特定市町村長に代わって実施しなければならぬ。

3 特定都道府県知事は、前項の規定により特定期間内において、又は終了したときは、その旨を公示しななければならない。

4 第二項の規定による特定都道府県知事の代行に必要事項は、政令で定める。

(他の地方公共団体の長等に対する応援の要求)

第三十九條 特定都道府県の知事その他の執行機関(以下「特定都道府県知事等」という。)は、当該特定都道府県の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があるとき認めるときは、他の都道府県知事等に対し、応援を求めることができる。

2 特定市町村の長その他の執行機関(以下「特定市町村長等」という。)は、当該特定市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があるとき認めるときは、他の市町村の長その他の執行機関に対し、応援を求めることができる。

3 前二項の応援に従事する者は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施については、当該場合において、特定都道府県知事等は、特定市町村長等の指揮の下に行動するものとする。この場合に於いて、警察官については、当該応援を求めた特定都道府県の公安委員会の管理の下にその職権を行うものとする。

第四十條 特定市町村長等は、当該特定市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があるときは、特定都道府県知事等に対し、応援を求めるときは、当該特定市町村長等は、特定都道府県知事等に対し、当該特定市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があるときは、地方自治法第二百五十二條の四及び第二百五十二條の五の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その事務又は特定市町村長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託して、当該他の地方公共団体の長等にこれを管理し、及び執行させることができる。

(事務の委託の手續の特例)

第四十一條 特定市町村は、当該特定市町村の区域に係る新型インフルエンザ等緊急事態措置を実施するため必要があるときは、政令で定めるときは、地方自治法第二百五十二條の四及び第二百五十二條の五の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その事務又は特定市町村長等の権限に属する事務の一部を他の地方公共団体に委託して、当該他の地方公共団体の長等にこれを管理し、及び執行させることができる。

(職員の派遣の要請)

第四十二條 特定都道府県知事等は、特定市町村長等は、新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施のため必要があるときは、政令で定めるところにより、指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長又は特定公共機関(指定公共機関である特定独立行政法人(独立行政法人通則法第二条第二項に規定する特定独立行政法人をいう。以下この項及び次条において同じ。))に対し、当該指定行政機関若しくは指定地方行政機関又は特定指定公共機関の職員の派遣を要請することができる。

2 その区域の全部又は一部が第三十二條第一項第二号に掲げる区域内にある地方公共団体の委員会及び委員会及び委員は、前項の規定により職員の派遣を要請しようとするときは、あらかじめ、当該地方公共団体の長に協議しなければならない。

3 特定市町村長等が第一項の規定による職員の派遣を要請するときは、特定都道府県知事等を經由してするものとする。ただし、人命の保護のために特に緊急を要する場合については、この限りでない。

○ 新型コロナウイルス等対策特別措置法施行令

(平成二十五年四月十二日)
(政令第百二十三号)

新型コロナウイルス等対策特別措置法施行令をここに公布する。

新型コロナウイルス等対策特別措置法施行令

内閣は、新型コロナウイルス等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二条第四号から第六号まで、第四十一条、第三十二条第一項、第三十八条第一項、第三十八条第四項、第四十一条、第四十二条第一項、第四十五条第二項、第四十八条第一項、第五十一条、第五十六条第一項及び第三項、第六十条、第六十二条第二項及び第三項、第六十三条、第六十一条並びに第六十九条第一項(同条第二項において読み替えて準用する場合を含む。)、第七十一条第一項並びに第七十五条第三号、同法第四十四条において読み替えて準用する災害対策基本法(昭和三十一年法律第二百二十三号)第三十二条並びに新型コロナウイルス等対策特別措置法第七十一条第二項において準用する災害対策基本法第八十一条第三項の規定に基づき、この政令を制定する。(指定行政機関)

第一条 新型コロナウイルス等対策特別措置法(以下「法」という。)第二条第四号の政令で定める機関は、次のとおりとする。

- 一 内閣府
- 二 国家公安委員会
- 三 警察庁
- 四 金融庁
- 五 消費者庁
- 六 消防庁
- 七 消防庁
- 八 外務省
- 九 財務省
- 十 農林水産省
- 十一 国土交通省
- 十二 国土交通省
- 十三 国土交通省
- 十四 国土交通省
- 十五 国土交通省
- 十六 国土交通省
- 十七 国土交通省
- 十八 国土交通省
- 十九 国土交通省
- 二十 国土交通省
- 二十一 国土交通省
- 二十二 国土交通省
- 二十三 国土交通省
- 二十四 国土交通省
- 二十五 国土交通省
- 二十六 国土交通省
- 二十七 国土交通省
- 二十八 国土交通省
- 二十九 国土交通省
- 三十 国土交通省
- 三十一 国土交通省
- 三十二 国土交通省
- 三十三 国土交通省
- 三十四 国土交通省
- 三十五 国土交通省
- 三十六 国土交通省
- 三十七 国土交通省
- 三十八 国土交通省
- 三十九 国土交通省
- 四十 国土交通省
- 四十一 国土交通省
- 四十二 国土交通省
- 四十三 国土交通省
- 四十四 国土交通省
- 四十五 国土交通省
- 四十六 国土交通省
- 四十七 国土交通省
- 四十八 国土交通省
- 四十九 国土交通省
- 五十 国土交通省
- 五十一 国土交通省
- 五十二 国土交通省
- 五十三 国土交通省
- 五十四 国土交通省
- 五十五 国土交通省
- 五十六 国土交通省
- 五十七 国土交通省
- 五十八 国土交通省
- 五十九 国土交通省
- 六十 国土交通省
- 六十一 国土交通省
- 六十二 国土交通省
- 六十三 国土交通省
- 六十四 国土交通省
- 六十五 国土交通省
- 六十六 国土交通省
- 六十七 国土交通省
- 六十八 国土交通省
- 六十九 国土交通省
- 七十 国土交通省
- 七十一 国土交通省
- 七十二 国土交通省
- 七十三 国土交通省
- 七十四 国土交通省
- 七十五 国土交通省
- 七十六 国土交通省
- 七十七 国土交通省
- 七十八 国土交通省
- 七十九 国土交通省
- 八十 国土交通省
- 八十一 国土交通省
- 八十二 国土交通省
- 八十三 国土交通省
- 八十四 国土交通省
- 八十五 国土交通省
- 八十六 国土交通省
- 八十七 国土交通省
- 八十八 国土交通省
- 八十九 国土交通省
- 九十 国土交通省
- 九十一 国土交通省
- 九十二 国土交通省
- 九十三 国土交通省
- 九十四 国土交通省
- 九十五 国土交通省
- 九十六 国土交通省
- 九十七 国土交通省
- 九十八 国土交通省
- 九十九 国土交通省
- 百 国土交通省

- 十五 都道府県労働局
- 十六 地方農政事務所
- 十七 北海道農政事務所
- 十八 産業保安監督部
- 十九 那覇産業保安監督事務所
- 二十 北海道労働局
- 二十一 北海道労働局
- 二十二 北海道労働局
- 二十三 北海道労働局
- 二十四 北海道労働局
- 二十五 北海道労働局
- 二十六 北海道労働局
- 二十七 北海道労働局
- 二十八 北海道労働局
- 二十九 北海道労働局
- 三十 北海道労働局

(指定公共機関)

第三条 法第六号の政令で定める公共的機関及び公益的事業を営む法人は、次のとおりとする。

- 一 労働者健康福祉機構
- 二 国立国際医療研究センター
- 三 国立国際医療研究センター
- 四 国立国際医療研究センター
- 五 国立国際医療研究センター
- 六 国立国際医療研究センター
- 七 国立国際医療研究センター
- 八 国立国際医療研究センター
- 九 国立国際医療研究センター
- 十 国立国際医療研究センター
- 十一 国立国際医療研究センター
- 十二 国立国際医療研究センター
- 十三 国立国際医療研究センター
- 十四 国立国際医療研究センター
- 十五 国立国際医療研究センター
- 十六 国立国際医療研究センター
- 十七 国立国際医療研究センター
- 十八 国立国際医療研究センター
- 十九 国立国際医療研究センター
- 二十 国立国際医療研究センター
- 二十一 国立国際医療研究センター
- 二十二 国立国際医療研究センター
- 二十三 国立国際医療研究センター
- 二十四 国立国際医療研究センター
- 二十五 国立国際医療研究センター
- 二十六 国立国際医療研究センター
- 二十七 国立国際医療研究センター
- 二十八 国立国際医療研究センター
- 二十九 国立国際医療研究センター
- 三十 国立国際医療研究センター
- 三十一 国立国際医療研究センター
- 三十二 国立国際医療研究センター
- 三十三 国立国際医療研究センター
- 三十四 国立国際医療研究センター
- 三十五 国立国際医療研究センター
- 三十六 国立国際医療研究センター
- 三十七 国立国際医療研究センター
- 三十八 国立国際医療研究センター
- 三十九 国立国際医療研究センター
- 四十 国立国際医療研究センター
- 四十一 国立国際医療研究センター
- 四十二 国立国際医療研究センター
- 四十三 国立国際医療研究センター
- 四十四 国立国際医療研究センター
- 四十五 国立国際医療研究センター
- 四十六 国立国際医療研究センター
- 四十七 国立国際医療研究センター
- 四十八 国立国際医療研究センター
- 四十九 国立国際医療研究センター
- 五十 国立国際医療研究センター
- 五十一 国立国際医療研究センター
- 五十二 国立国際医療研究センター
- 五十三 国立国際医療研究センター
- 五十四 国立国際医療研究センター
- 五十五 国立国際医療研究センター
- 五十六 国立国際医療研究センター
- 五十七 国立国際医療研究センター
- 五十八 国立国際医療研究センター
- 五十九 国立国際医療研究センター
- 六十 国立国際医療研究センター
- 六十一 国立国際医療研究センター
- 六十二 国立国際医療研究センター
- 六十三 国立国際医療研究センター
- 六十四 国立国際医療研究センター
- 六十五 国立国際医療研究センター
- 六十六 国立国際医療研究センター
- 六十七 国立国際医療研究センター
- 六十八 国立国際医療研究センター
- 六十九 国立国際医療研究センター
- 七十 国立国際医療研究センター
- 七十一 国立国際医療研究センター
- 七十二 国立国際医療研究センター
- 七十三 国立国際医療研究センター
- 七十四 国立国際医療研究センター
- 七十五 国立国際医療研究センター
- 七十六 国立国際医療研究センター
- 七十七 国立国際医療研究センター
- 七十八 国立国際医療研究センター
- 七十九 国立国際医療研究センター
- 八十 国立国際医療研究センター
- 八十一 国立国際医療研究センター
- 八十二 国立国際医療研究センター
- 八十三 国立国際医療研究センター
- 八十四 国立国際医療研究センター
- 八十五 国立国際医療研究センター
- 八十六 国立国際医療研究センター
- 八十七 国立国際医療研究センター
- 八十八 国立国際医療研究センター
- 八十九 国立国際医療研究センター
- 九十 国立国際医療研究センター
- 九十一 国立国際医療研究センター
- 九十二 国立国際医療研究センター
- 九十三 国立国際医療研究センター
- 九十四 国立国際医療研究センター
- 九十五 国立国際医療研究センター
- 九十六 国立国際医療研究センター
- 九十七 国立国際医療研究センター
- 九十八 国立国際医療研究センター
- 九十九 国立国際医療研究センター
- 百 国立国際医療研究センター

第一項に規定する一般ガス事業によるガスの供給が円滑に実施されなないことが公共の利益を著しく阻害すると認められるもの(供給区域が一の都道府県の区域内にとどまるものを除く。)

第一項に規定する一般旅客定期航空事業(第三十一条第一項の許可を受けた同法第八十二条第一項に規定する一般旅客定期航空事業)

海上運送法第十九条の五第一項又は第二十条第一項の規定による届出をした者であつて、その意旨同法第二十条第四項に規定する貨物定期航空事業又は同法第六項に規定する不定期航空事業(人の運送をしないものを除く。)が主として本邦の港と本邦以外の地域の港との間における貨物の輸送を必要とするものと認められるもの

航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)第九十二条第一項に規定する本邦航空運送事業者であつて、その経営する同法第二十条第二項に規定する国際航空運送事業(本邦内の地点と本邦外の地点との間において行つて同法第十八項に規定する航空運送事業に限る。)がその運航する航空機の型式その他の事項からみて主として長距離の大量輸送の需要に応ずるものと認められるもの

鉄道事業法(昭和六十一年法律第九十二号)第十三条第一項に規定する第一種鉄道事業者であつて、その経営する同法第二条第二項に規定する第一種鉄道事業による円滑な輸送が確保されるもの

内航海運業法(昭和二十七年法律第五十一号)第七条第一項に規定する内航海運業者であつて、同法第八十一条第一項に規定する船舶により同法第二条第二項に規定する内航海運業を営むもの

力 自動車運送事業法(平成元年法律第八十三号)第七条第一項に規定する一般貨物自動車運送事業者であつて、その経営する同法第二条第二項に規定する一般貨物自動車運送事業者がその営業所その他の事業場の数及び配置、事業用自動車の種別及びその他の事項からみて全国的な規模の貨物の輸送を必要とするものと認められるもの

ヨ 電気通信事業法(昭和五十九年法律第八十六号)第九十条の登録を受けた同法第二条第五号に規定する電気通信事業者(業務区域が一の都道府県の区域内にとどまるものを除く。)

(訓練のための交通の禁止又は制限の手續)

第四 法第十二条第二項の規定による歩行者又は車両の道路における通行の禁止又は制限の規定の例による。

第五 法第三十一条第一項の政令で定める医療関係者等は、次のとおりとする。

一 医師

二 歯科医師

三 薬剤師

四 保健師

五 助産師

六 看護師

七 准看護師

八 診療放射線技師

九 臨床検査技師

十 歯床工

十一 救急救命士

十二 歯科衛生士

十三 法第三十一条第一項若しくは第二項(法第四十六条第六項において読み替へて準用する場合を含む。)

十四 第三十一条第一項若しくは第二項(法第四十六条第六項において読み替へて準用する場合を含む。)

十五 第三十一条第三項(法第四十六条第六項において読み替へて準用する場合を含む。)

十六 第三十一条第四項(法第四十六条第六項において読み替へて準用する場合を含む。)

十七 第三十一条第五項(法第四十六条第六項において読み替へて準用する場合を含む。)

十八 第三十一条第六項(法第四十六条第六項において読み替へて準用する場合を含む。)

十九 第三十一条第七項(法第四十六条第六項において読み替へて準用する場合を含む。)

二十 第三十一条第八項(法第四十六条第六項において読み替へて準用する場合を含む。)

二十一 第三十一条第九項(法第四十六条第六項において読み替へて準用する場合を含む。)

2 法第三十二条第一項の新型インフルエンザ等緊急事態についての政令で定める要件は、次に掲げる場合のいずれかに該当することとする。

一 感染症法第十五条第一項又は第二項の規定による質問又は調査の結果、新型インフルエンザ等感染症の患者(当該患者であつた者を含む。)、感染症法第六十条に規定する疑似症患者若しくは同法第十一項に規定する無症状病原体保有者(当該無症状病原体保有者であつた者を含む。)、同法第九項に規定する新感染症(全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものに限る。)

二 前号に感染し、又は感染したおそれがある経路が特定できない場合において、調査の結果、同号に規定する者が新型インフルエンザ等の感染が拡大しているに足りる行動をとつていた場合

(特定都道府県知事による特定市町村長の事務の代行)

第七 災害対策基本法施行令第三十条第二項及び第三十項の規定は、法第三十八条第二項の規定による特定都道府県知事による特定市町村長の事務の代行について準用する。

第八 災害対策基本法施行令第二十八項の規定は、法第四十一条の規定による特定市町村の事務又は特定市町村長等の権限に属する事務の委託について準用する。

第九 災害対策基本法施行令第十五条の規定は、法第四十二条第一項の規定による職員の派遣の要請について準用する。

第十 法第四十四条において読み替へて準用する災害対策基本法第三十二条第一項の新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当及び法第四十三条の規定により指定行政機関、指定地方行政機関又は特定指定公共機関から派遣される職員(身分取扱いについては、災害対策基本法施行令第十七条から第十九条までの規定の例による。)

第十一 法第四十五条第二項の政令で定める多数の者が利用する施設は、次のとおりとする。ただし、第三号から第十号までに掲げる施設については、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えるものに限る。

一 学校(第三号に掲げるものを除く。)

二 保育所、介護老人保健施設その他これらに類する通所又は短期間の入所により利用される福祉サービス又は保健医療サービスを提供する施設(通所又は短期間の入所に供する学校に限る。)

三 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する大学、同法第二十四条に規定する専修学校(同法第二百五条第一項に規定する高等課程を除く。)、同法第三十条第一項に規定する各種学校その他これらに類する教育施設

四 劇場、観覧場、映画館又は演芸場

五 集会場又は公会堂

六 百貨店、展示場

七 生用品店、又は燃料その他生活に欠くことができない物品として厚生労働大臣が定めるもの(売場を除く。)

八 体育館(集会の用に供する部分に限る。)

九 水泳場、プール、その他これらに類する運動施設又は遊技場

十 博物館、美術館又は図書館

十一 キャンパレー、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する遊興施設

十二 理髪店、質屋、貸衣装店その他これらに類するサービス業を営む店舗

十三 自動車教習所、学習塾その他これらに類する学習支援業を営む施設

十四 第三号から前号までに掲げる施設であつて、その建築物の床面積の合計が千平方メートルを超えないものうち、新型インフルエンザ等緊急事態に際して、新型インフルエンザ等の発生を防止する必要があるときは、原則として、新型インフルエンザ等のまん延を防止するため法第四十五条第二項の規定による要請を行うことが特に必要なものとして厚生労働大臣が定めるところとする

十五 厚生労働大臣は、前項第十四号に掲げる施設の学識経験者の意見を聴かなければならない。(感染の防止のために必要な措置)

第十六 法第四十五条第二項の政令で定める措置は、次のとおりとする。

一 厚生労働大臣は、前項第十四号に掲げる施設の学識経験者の意見を聴かなければならない。

二 厚生労働大臣は、前項第十四号に掲げる施設の学識経験者の意見を聴かなければならない。

三 厚生労働大臣は、前項第十四号に掲げる施設の学識経験者の意見を聴かなければならない。

四 厚生労働大臣は、前項第十四号に掲げる施設の学識経験者の意見を聴かなければならない。

五 厚生労働大臣は、前項第十四号に掲げる施設の学識経験者の意見を聴かなければならない。

六 厚生労働大臣は、前項第十四号に掲げる施設の学識経験者の意見を聴かなければならない。

七 厚生労働大臣は、前項第十四号に掲げる施設の学識経験者の意見を聴かなければならない。

(施行期日)
第一案 この政令は、災害対策基本法等の一部を改正する法律附則第一案第一号に掲げる規定の施行の日(平成二十五年十月一日)から施行する。

- 大臣及び財務大臣に協議しなければならない。
- (公用令書を交付すべき相手方)
- 第二十四条 法第七十一条第一項の規定による公用令書の交付は、次の各号に掲げる処分の区分に応じ、当該各号に定める者に対して行うものとする。
- 一 特定病院等(法第二十九条第五項に規定する特定病院等をいう。以下この号において同じ。)の使用
二 土地、家屋又は物資の使用、使用する土地、家屋又は物資の所有者及び占有者
三 特定物資(法第五十五条第一項に規定する特定物資をいう。以下この号及び次号において同じ。)の収用、収用する特定物資の所有者及び占有者
四 特定物資の保管命令、特定物資を保管すべき者
- (公用令書を事後に交付することができる場合)
- 第二十五条 法第七十一条第一項ただし書の政令で定める場合は、次のとおりとする。
- 一 次のイ又はロに掲げる処分の区分に応じ、当該イ又はロに定める場合
イ 土地の使用、公用令書を交付すべき相手方の所在が不明である場合
ロ 家屋又は物資の使用、公用令書を交付すべき相手方の所在が不明であるとき
二 該占有者が所有者と異なる場合に限り、所有者の所在が不明であるとき
三 公用令書を交付すべき相手方が滞留の地に居住することその他の事由により、当該相手方に公用令書を交付して処分を行うことが著しく困難と認められる場合において、当該相手方に公用令書の内容を通知したとき
- (公用令書の事後交付の手続)
- 第二十六条 特定検査所長、特定都道府県知事並びに指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、前条第一号に規定する場合に該当して法第七十一条第一項ただし書の規定により処分を行つた場合に於いて、公用令書を交付すべき相手方の所在を知つたときは、遅滞なく、当該相手方に公用令書を交付するものとする。
- 2 特定検査所長、特定都道府県知事並びに指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、前条第二号に掲げる場合に該当して当該相手方に公用令書の内容を通知したときは、遅滞なく、当該相手方に公用令書を交付するものとする。
- (公用取消令書の交付)
- 第二十七条 特定検査所長、特定都道府県知事並びに指定行政機関の長及び指定地方行政機関の長は、法第七十一条第一項の規定により公用令書を交付した後、当該公用令書に係る処分を交付しななければならない。
- (公用令書等の様式)
- 第二十八条 法第七十一条第一項の公用令書には、同条第二項において準用する災害対策基本法第八十一条第一項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 公用令書の番号
二 公用令書の交付の年月日
三 処分を行う特定検査所長、特定都道府県知事又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長
四 処分を行う理由
五 前条の公用取消令書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 公用取消令書の番号
二 公用取消令書の交付の年月日
三 公用取消令書の交付を受けた者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)
四 取り消した処分に係る公用令書の番号及び交付の年月日
五 取り消した処分の内容
六 処分を取り消した特定検査所長、特定都道府県知事又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長
- 3 前二項に定めるもののほか、公用令書及び公用取消令書の様式は、内閣総理大臣が定める。
- (事務の区分)
- 第二十九条 この政令の規定により地方公共団体が処理することとされている事務(第四条の規定によりその例によることとされる災害対策基本法施行令第二十条の二の規定により都道府県警察が処理することとされているもの及び第八条において準用する同令第二十八条第四項の規定により地方公共団体が処理することとされているものを除く。)は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二十九条第一号に規定する第一号法定受託事務とする。
- (施行期日)
- 第一案 附 則 (平成二五年九月二六日政令第二八五号) 抄
- 第一案 附 則 (平成二五年四月十三日)から施行する。

(参考) 新型インフルエンザ等の基礎知識

1. 新型インフルエンザ等の概要

(1) インフルエンザウイルス

インフルエンザウイルスは抗原性の違いから、A型、B型、C型に大きく分類される。人でのパンデミックを引き起こすのはA型のみである。A型はさらに、ウイルスの表面にある赤血球凝集素(HA)とノイラミニダーゼ(NA)という2つの糖蛋白の抗原性の違いにより亜型に分類される(いわゆるA/H1N1、A/H3N2というの、これらの亜型を指している)。

(2) 新型インフルエンザ

新型インフルエンザとは、感染症法第6条第7項において、新たに入から人に伝染する能力を有することとなったウイルスを病原体とするインフルエンザであって、一般に国民が当該感染症に対する免疫を獲得していないことから、当該感染症の全国的かつ急速なまん延により国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがあると認められるものをいうとされている。新型インフルエンザウイルスとは、特に鳥類にのみ感染していた鳥インフルエンザウイルスが、当初は偶発的に人に感染していたものが、遺伝子の変異によって、人の体内で増えることができるように変化し、さらには人から人へと効率よく感染するようになったものである。このウイルスが人に感染して起こる疾患が新型インフルエンザである。

(3) 新型インフルエンザ (A/H1N1) / インフルエンザ (H1N1) 2009

2009年(平成21年)4月にメキシコで確認され世界的大流行となったH1N1亜型のウイルスを病原体とするインフルエンザをいう。「新型インフルエンザ (A/H1N1)」との名称が用いられたが、2011年(平成23年)3月に、大部分の人がそのウイルスに対する免疫を獲得したことから、季節性インフルエンザとして扱い、その名称については、「インフルエンザ (H1N1) 2009」としている。

(4) 鳥インフルエンザ

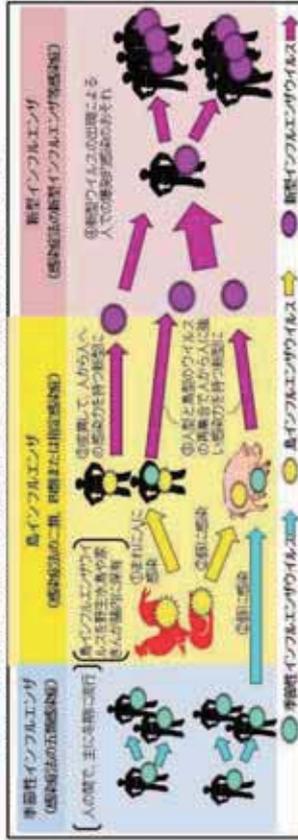
一般に、鳥インフルエンザは鳥の感染症であるが、稀に、鳥インフルエンザのウイルスが人に感染し、人の感染症を引き起こすことがある。元来、鳥

の感染症である鳥インフルエンザのウイルスが種差を超えて、鳥から人へ感染するのは、感染した鳥又はその死骸やそれらの内臓、排泄物等に濃厚に接触した場合に限られるとされている。また、人から人への感染は極めて稀であり、家族内での感染が過去数例報告されている。

(5) 季節性インフルエンザ

季節性インフルエンザはインフルエンザウイルスに感染して起こる病気で、風邪よりも、比較的急速に悪寒、高熱、筋肉痛、全身倦怠感を発症させるのが特徴である。我が国では例年12月～3月が流行シーズンである。

図1 季節性インフルエンザ、鳥インフルエンザ、新型インフルエンザ



(6) 新感染症

新感染症については、感染症法第6条第9項に規定される未知の感染症であり、感染力の強さ、感染経路は病原体ごとに異なると考えられる。新感染症の中で、その感染力の強さから新型インフルエンザと同様に社会的影響が大ききなものが発生した場合には、国家の危機管理として対応する必要がある。特措法の対象になる。対策については、新型インフルエンザ対策の枠組みを参考にしながら行うと考えられる。

2. 新型インフルエンザと季節性インフルエンザの違い

新型インフルエンザの症状は未確定であるが、大部分の人が免疫を持っていないため、季節性インフルエンザと比べると爆発的に感染が拡大し、非常に多くの人が罹患することが想定されている。それと同時に肺炎などの合併症を起こし、死亡する可能性も季節性インフルエンザよりも高くなる可能性

がある。新型コロナウイルスと季節性インフルエンザとの違いについて、現段階で想定される違いを表1に示す。

表1 新型コロナウイルスと季節性インフルエンザとの違い

項目	新型コロナウイルス 急激	季節性インフルエンザ 急激
発病		
症状 (典型例)	未確定(発生後に確定)	38℃以上の発熱 咳、くしゃみ等の呼吸器症状 頭痛、関節痛、全身倦怠感等
潜伏期間	未確定(発生後に確定)	2～5日
人への感染性	強い	あり(風邪より強い)
発生状況	大流行性/パンデミック	流行性
致死率*	未確定(発生後に確定)	0.1%以下

※致死率＝一定期間における当該疾病による死亡者数/一定期間における当該疾病の患者数×100

3. 新型コロナウイルス等の発生段階等について

- ① 過去に流行した新型コロナウイルスの一つとしてスペインインフルエンザ(1918年-1919年)がある。全世界で人口の25～30%が発症し、4,000万人が死亡したと推計されている。スペインインフルエンザにおいては3回の流行の波があった。今後、発生が予想される新型コロナウイルスも同様に流行の波があり、一つの波が約2か月続き、その後流行の波が2～3回あると考えられている。そのため、一度流行が終わったとしても、次の流行に備えて更なる対策を行う必要がある。
- ② 新型コロナウイルス等対策は、感染の段階に応じて採るべき対応が異なることから、事前の準備を進め、状況の変化に即応した意思決定を迅速に行うことができるよう、あらかじめ発生の段階を設け、各段階において想定される状況に応じた対応方針を定めておく必要があるため、新型コロナウイルス等対策においては、新型コロナウイルス等が発生する前から、海外での発生、国内での発生、まん延を迎え、小康状態に至るまでを、我が国の実情に応じた戦略に即して、5つの発生段階に分類している。

<発生段階>

発生段階	状態
未発生期	新型コロナウイルス等が発生していない状態
海外発生期	海外で新型コロナウイルス等が発生した状態
国内発生早期	国内のいずれかの都道府県で新型コロナウイルス等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階。 ・地域未発生期(各都道府県で新型コロナウイルス等の患者が発生していない状態) ・地域発生早期(各都道府県で新型コロナウイルス等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態)
国内感染期	国内のいずれかの都道府県で、新型コロナウイルス等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態 各都道府県においては、以下のいずれかの発生段階。 ・地域未発生期(各都道府県で新型コロナウイルス等の患者が発生していない状態) ・地域発生早期(各都道府県で新型コロナウイルス等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態) ・地域感染期(各都道府県で新型コロナウイルス等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態) ※ 感染拡大～まん延～患者の減少
小康期	新型コロナウイルス等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態

4. 新型コロナウイルス等の流行による被害想定

- (1) 新型コロナウイルス等発生時の被害想定について
現時点における科学的知見や過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを参考に、政府行動計画では、一つの例として次のように想定している。
① 全人口の25%が新型コロナウイルスに罹患すると想定した場合、医療

機関を受診する患者数は、約1,300万人～約2,500万人³⁵と推計。

- ② 入院患者数及び死亡者数については、この推計の上限値である約2,500万人を基に、過去に世界で大流行したインフルエンザのデータを使用し、アジアインフルエンザ等のデータを参考に中等度を致命率0.53%、スペインインフルエンザのデータを参考に重度を致命率2.0%として、中等度の場合では、入院患者数の上限は約53万人、死亡者数の上限は約17万人となり、重度の場合では、入院患者数の上限は約200万人、死亡者数の上限は約64万人となると推計。

- ③ 全人口の25%が罹患し、流行が各地域で約8週間続くという仮定の下での入院患者の発生分布の試算を行ったところ、中等度の場合、1日当たりの最大入院患者数は10.1万人（流行発生から5週目）と推計され、重度の場合、1日当たりの最大入院患者数は39.9万人と推計。

- ④ なお、これらの推計に当たっては、新型インフルエンザワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等による介入の影響（効果）、現在の我が国の医療体制、衛生状況等を一切考慮していないことに留意する必要がある。

- ⑤ 被害想定については、現時点においても多くの議論があり、科学的知見が十分とは言えないことから、引き続き最新の科学的知見の収集に努め、必要に応じて直しを行うこととする。

- ⑥ なお、未知の感染症である新感染症については、被害を想定することは困難であるが、新感染症の中で、全国的かつ急速なまん延のおそれのあるものは新型インフルエンザと同様に社会的影響が大きく、国家的危機管理として対応する必要があるが、併せて特措法の対象としたところである。そのため、新型インフルエンザの発生を前提とした被害想定を参考に新感染症も含めた対策を検討・実施することとなる。このため、今までの知見に基づき飛沫感染・接触感染への対策を基本としつつも、空気感染対策も念頭に置く必要がある。

(2) 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響について

新型インフルエンザ等による社会への影響の想定には多くの議論があるが、以下のような影響が一つの例として想定される。

- ① 国民の25%が、流行期間（約8週間）にピークを作りながら順次り患す。り患者は1週間から10日間程度り患し、欠勤。り患した従業員の大部分は、一定の欠勤期間後、治癒し（免疫を得て）、職場に復帰する。

³⁵ 米国疾病予防管理センターの推計モデルを用いて、医療機関受診患者数は、約1,300万人～約2,500万人と推計。

- ② ピーク時（約2週間³⁶）に従業員が発症して欠勤する割合は、多く見積もって5%程度³⁷と考えられるが、従業員自身のり患のほか、むしろ家族の世話、看護等（学校・保育施設等の臨時休業や、一部の福祉サービス）の縮小、家庭での療養などによる）のため、出勤が困難となる者、不安により出勤しない者がいることを見込み、ピーク時（約2週間）には従業員の最大40%程度が欠勤するケースが想定される。

5. 新型インフルエンザ等の感染経路

(1) 新型インフルエンザの感染経路

- ① 季節性インフルエンザの場合、主な感染経路は、飛沫感染と接触感染であると考えられている。新型インフルエンザについては、必ずしも、感染経路を特定することはできないが、飛沫感染と接触感染が主な感染経路と推測されている。基本的にはこの二つの感染経路についての対策を講ずることが必要であると考えられる³⁸。

- ② また、ウイルスは細菌とは異なり、口腔内の粘膜や結膜などを通じて生体内に入ることによって、生物の細胞の中でのみ増殖することができると考えられる。環境中（机、ドアノブ、スイッチなど）では状況によって異なるが、数分間から長くても数十時間内に感染力を失うと考えられている。

³⁶ アメリカ・カナダの行動計画において、ピーク期間は約2週間と設定されている。
National Strategy for pandemic Influenza (Home and Security Council, May 2006)
The Canadian Pandemic Influenza Plan for the Health Sector (The Canadian Pandemic Influenza Plan for the Health Sector, Public Health Agency of Canada, Dec 2006.)
³⁷ 2009年に発生した新型インフルエンザ (A/H1N1) のピーク時に医療機関を受診した者は国民の約1% (推定)

³⁸ 空気感染の可能性は否定できないもの一般的に起きるとする科学的根拠はないため、空気感染を想定した対策よりもむしろ、飛沫感染と接触感染を想定した対策を確実に講ずることが必要であると考えられる。

図2 新型コロナウイルスの主な感染経路



(2) 飛沫感染と接触感染について

ア) 飛沫感染

飛沫感染とは感染した人が咳やくしゃみをすることで排泄するウイルスを含む飛沫（5ミクロン以上の水滴）が飛散し、これを健康な人が鼻や口から吸い込み、ウイルスを含んだ飛沫が粘膜に接触することによって感染する経路を指す。

なお、咳やくしゃみ等の飛沫は、空気中で1～2メートル以内しか到達しない。

イ) 接触感染

接触感染とは、皮膚と粘膜・創の直接的な接触、あるいは中間物を介す

る間接的な接触による感染経路を指す。
例えば、患者の咳、くしゃみ、鼻水などが付着した手で、机、ドアノブ、スイッチなどを触れた後に、その部位を別の人が触れ、かつその手で自分の眼や口や鼻を触ることによって、ウイルスが媒介される。

(3) 新感染症の感染経路

新感染症の感染経路は、病原体ごとに異なるが、主に3つの感染経路が考えられ、新型コロナウイルスと同様に、飛沫感染と接触感染があるが、他に空気感染も考えられる。

(参考) 空気感染

空気感染とは、飛沫の水分が蒸発して乾燥し、さらに小さな粒子（5ミクロン以下）である飛沫核となって、空气中を漂い、離れた場所にいる人がこれを吸い込むことによって感染する経路である。飛沫核は空気中に長時間浮遊するため、対策としては特殊な換気システム（陰圧室など）やフィルターが必要になる。

6. 新型コロナウイルス等予防の基本

(1) 一般的な予防策

新型コロナウイルスの感染防止策は、一般の人々が普段の生活の中で実施できるものも多い。有効と考えられる感染防止策としては、以下が挙げられる。

対策	概要
咳エチケット	風邪などで咳やくしゃみができる時に、他人にうつさないためのエチケット。感染者がウイルスを含んだ飛沫を排出して周囲の人に感染させないように、咳エチケットを徹底することが重要である。 (方法) ・ 咳やくしゃみの際は、ティッシュなどで口と鼻を覆い、他の人から顔をそむけ、できる限り1～2メートル以上離れる。ティッシュなどがない場合は、口を前腕部（袖口）で押さえて、強力飛沫が拡散しないようにする。前腕部で押さえるのは、他の場所に触れることが少ないため、接触感染の機会を低減することができるからである。呼吸器系分泌物（鼻汁・痰など）を含んだティッシュは、すぐにゴミ箱に捨てる。

(参考) 新型コロナウイルス等の基礎知識

対策	概要
	<ul style="list-style-type: none"> 咳やくしゃみをする際に押さえた手や顔は、その後直ちに洗うべきであるが、接触感染の原因にならないよう、手を洗う前に不必要に周囲に触れないよう注意する。手を洗う場所がないことに備えて、携行できる速乾性擦式消毒用アルコール製剤を用意しておくことが推奨される。 咳をしている人にマスクの着用を積極的に促す。マスクを適切に着用することによって、飛沫の拡散を防ぐことができる。 <p>患者はマスクを着用することで他者への感染を減らすことができる。他者からの感染を防ぐ目的では、手洗い等との組み合わせにより一定の予防効果があったとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する賛否が分かれており、科学的根拠は未だ確立されていない。</p> <p>(方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> マスクは表面に病原体が付着する可能性があるため、原則使い捨てとし(1日1枚程度)、捨てる場所や捨て方にも注意して、他の人が触れないようにする。 新型コロナウイルス発生時に使用する家庭用マスクとしては、不織布製マスクの使用が推奨される。 不織布製マスクには、製品の呼称として家庭用と医療用(サージカルマスク)に分類されるが、新型コロナウイルス流行時の日常生活における使用においては、家庭用と医療用はほぼ同様の効果があると考えられる。 N95マスク(防じんマスクDS2)のような密閉性の高いマスクは、日常生活での着用は想定されないが、新型コロナウイルスの患者に接する可能性の高い医療従事者等に対して勧められている。これらのマスクは、正しく着用できない場合は効果が十分に発揮されないため、あらかじめ着用の教育・訓練が必要となる。
手洗い	<p>外出からの帰宅後、不特定多数の者が触るような場所を触れた後、頻回に手洗いを実施することで、本人及び周囲への接触感染の予防につながる。流水と石鹸による手洗いは、付着したウイルスを除去し、感染リスクを下げる。また、60～80%の濃度のアルコール製剤に触れることによって、ウイルスは死滅する。</p> <p>(方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> 感染者が触れる可能性の高い場所の清掃・消毒や患者がいた場所等の清

(参考) 新型コロナウイルス等の基礎知識

対策	概要
	<p>掃・消毒をした際、手袋を外した後に手洗い又は手指衛生を実施する。</p> <ul style="list-style-type: none"> 手洗いは、流水と石鹸を用いて15秒以上行うことが望ましい。洗った後は水分を十分に拭き取ることが重要である。速乾性擦式消毒用アルコール製剤(アルコールが60～80%程度含まれている消毒薬)は、アルコールが完全に揮発するまで両手を擦り合わせる。 <p>うがいについては、風邪等の上気道感染症の予防への効果があるとする報告もあるが、インフルエンザの予防効果に関する科学的根拠は未だ確立されていない。</p>
対人距離の保持	<p>感染者から適切な距離を保つことによって、感染リスクを大幅に低下させることができる。逆に、人が社会活動を行うことで、感染リスクが高まると言える。(通常、飛沫はある程度の重さがあるため、発した人から1～2メートル以内)に落下する。つまり2メートル以上離れている場合は感染するリスクは低下する。)</p> <p>患者の入室制限やマスク着用、障壁の設置等も対人距離の保持と同様に感染リスクを低下させるためのものであり、状況に応じて対策を講じることが必要である。</p> <p>(方法)</p> <p>感染者の2メートル以内近づかないことが基本となる。</p>
清掃・消毒	<p>感染者が咳やくしゃみを手で押さえた後や鼻水を手でぬぐった後に、机、ドアノブ、スイッチなどを触れると、その場所にウイルスが付着する。ウイルスの種類や状態にもよるが、飛沫に含まれるウイルスは、その場所である程度感染力を保ち続けると考えられるが、清掃・消毒を行うことにより、ウイルスを含む飛沫を除去することができ。</p> <p>(方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> 通常の清掃に加えて、水と洗剤を用いて、特に机、ドアノブ、スイッチ、階段の手すり、テーブル、椅子、エレベーターの押しボタン、トイレの水レバー、便座等人がよく触れるところを拭き取り清掃する。頻度については、どの程度、患者が触れる可能性があるかによって検討するが、最低1日1回は行うことが望ましい。 発症者の周辺や触れた場所、壁、床などの消毒剤による拭き取り清掃を行う。その際作業者は、必要に応じて市販の不織布製マスクや手袋を着用して消毒を行う。作業後は、流水・石鹸又は速乾性擦式消毒用アルコール製剤により手を洗う。清掃・消毒時に使用した作業着は洗濯、ブ

(参考) 新型インフルエンザ等の基礎知識

対策	概要
	<p>ラシ、雑巾は、水で洗い、触れないようにする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 消毒剤については、インフルエンザウイルスには次亜塩素酸ナトリウム、イソプロパノールや消毒用エタノールなどが有効である。消毒剤の噴霧は、不完全な消毒、ウイルスの舞い上がりの可能性、消毒実施者の健康被害につながる危険性もあるため、実施するべきではない。 <p>(次亜塩素酸ナトリウム)</p> <p>次亜塩素酸ナトリウムは、原液を希釈し、0.02～0.1w/v% (200～1,000ppm) の溶液、例えば塩素系漂白剤等を用いる。消毒液に浸したタオル、雑巾等による拭き取り消毒を行う、あるいは該当部分を消毒液に直接浸す。</p> <p>(イソプロパノール又は消毒用エタノール)</p> <p>70v/v%イソプロパノール又は消毒用エタノールを十分に浸したタオル、ペーパータオル又は脱脂綿等を用いて拭き取り消毒を行う</p>
その他	<p>人込みや繁華街への外出自粛、空調管理 (加湿器などの使用)、十分な休養、バランスの良い食事などが考えられる。</p>

(2) 医療関係者等の特殊な業務を行う者の個人防護具について

新型インフルエンザの感染防止策として、医療関係者等が使用する個人防護具は、手術用のラテックス製手袋、ゴーグル等がある。これらはいずれも、直接患者に接触する、又は患者の体液に触れるなど、主に医療現場で使用されるものであり、通常、家庭や一般の職場での使用は考えにくい。

(3) 新型インフルエンザワクチン

- 新型インフルエンザの発症予防や重症化防止に効果が期待できるワクチンとして、プレパンデミックワクチン^{※1}とパンデミックワクチン^{※2}がある。
- ※1 新型インフルエンザが発生する前の段階で、新型インフルエンザウイルスに変異する可能性が高い鳥インフルエンザウイルスを基に製造されるワクチン (現在、我が国では H5N1 亜型の鳥インフルエンザウイルスを用いて製造)。
- ※2 新型インフルエンザが発生した段階で、出現した新型インフルエンザウイルス又はこれと同じ抗原性をもつウイルスを基に製造されるワクチン。